

若者に気をつけてほしい消費者トラブル

～新成人の皆さん、消費者トラブルに気をつけましょう～



4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができません。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。どんなトラブルが多いのか、防ぐにはどうすればよいかなどを紹介します。ご相談は、消費生活センター ☎485-0559へ。

若者に多い消費者トラブルは？

若者は、進学や一人暮らし、就職や結婚などをきっかけに生活環境が大きく変わり、それに伴い様々な契約を締結する必要が生じます。

若者における消費者トラブルは、インターネットやSNS上の広告、SNSで知り合った相手からの紹介がきっかけで、トラブルに巻き込まれるケースが多くみられます。

消費生活センターには、インターネット通販やフリマアプリなどに関連するトラブル、美容やもうけ話、暮らしに関する相談が多く、特に「脱毛エステ」に関する相談は、女性だけでなく男性からも増えています。



●通信販売での「定期購入」トラブル

インターネット広告を見て、低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった。

●美容に関するトラブル

脱毛エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。

●出会い系サイト・アプリでのトラブル

出会い系アプリで悩みを聞けばお金がもらえるとされたが、サイト運営事業者に手続きには費用がかかると言われ、多額のポイント代を支払ってしまった。



●副業・アルバイトに関するトラブル

副業ランキングサイトで上位に表示された事業者のサイトに「無料で情報を提供する」と記載されていたので登録し、代金を指定された銀行口座に振り込んだ。さらに、サポートマニュアル代金も請求された。無料だと思っていたのに代金を請求され不審に思い、解約を

申し出ると「解約料が発生する」と言われた。

●情報商材・暗号資産(仮想通貨)のトラブル
インターネットやSNSで知り合った人から勧められて、「株取引でもうかる」という情報商材を20万円でカード決済したが、高額で支払えない。

●タレント・モデル契約のトラブル

仕事をもらうために業務提携契約をし、解約を申し出たら高額な解約料を請求された。

●マルチ商法に関するトラブル

先輩に誘われて参加した投資セミナーで、投資会社の社員を名乗る男性から「入会金50万円を出せばもうけられる」「人を紹介すれば紹介料が入る」と投資セミナーへの入会を勧誘され、貸金業者から借金をして入会してしまった。

●転売チケットトラブル

SNSで知り合った相手にコンサートチケット代金を支払ったが、相手と連絡が取れなくなった。

若者が消費者トラブルに巻き込まれる要因は？

(1)知識・経験の不足につけ込まれて契約してしまう

契約の内容をよく理解しなかったり、よく確認しないまま、相手の誘いに乗って署名や押印をしてしまう。

(2)「絶対にもうかる」など、うまい話に弱い
「絶対にもうかる」「お金を増やせる」などの、うまい話に乗せられて、高額な商品やサービスなどの契約をしてしまう。

(3)友だちや知り合いから勧誘されると断りにくい

友だちや知り合いから勧誘されると、「今後も仲良くしたい」「断ることで関係を悪く

したくない」といった心情から契約を断りにくい状況に陥って契約してしまう。

(4)断りにくい状況に追い込まれる

複数の人に囲まれたり長時間勧誘されて契約しなければならない雰囲気にもまれ契約してしまう。また、「今日中なら安価で契約できる」「すでにあなたの担当者が決まっている」などと断りにくい状況に追い込まれる。

(5)「お金がない」を理由に断っても借金やクレジット契約を勧められる

「今はお金がない」と答えると、「すぐに元が取れるから」と借金やローンを組むよう強要されたり、「分割なら負担が少ない」などとクレジット契約を勧められたりする。

消費者トラブルに遭わないためには？

(1)契約する前によく考える

後々後悔しないためにも、契約する前によく考えましょう。自信がないときは身内や信頼できる友だちなどに相談をしましょう。

(2)うまい話ほうのみにせず、きっぱり断る

「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇%OFF」などのインターネット・SNSの広告などはうまい話にせず、安易に契約しないようにしましょう。

(3)SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう

SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報をSNSで渡さないようにしましょう。SNS上に投稿された情報は拡散すると消去が困難です。個人情報や自分の写真の投稿、身元が分かるような書き込みも安易にしないようにしましょう。

(4)副業・アルバイトにあたって「手数料」「登

災害に備えて家具や家電を固定しましょう

大地震が発生すると、建物の倒壊に巻き込まれて圧死・窒息死する危険の他、家具などの転倒・落下、ガラスの破片でけがをする可能性があります。災害はいつ発生するかわかりません。日ごろから次のような対策を行ってください。

- ① 金具やつっぱり棒で家具を固定する、
- ② 上下2段に分かれている家具は連結する、
- ③ キャスターは固定する、
- ④ つり下げ照明は揺れないようにワイヤーなどで固定する、
- ⑤ 揺れで扉が開かないように金具で留める(危機管理課 ☎421-6716)

市議会第1回定例会は2月20日(火)に開会します

市議会第1回定例会は、2月20日(火)に開会し、28日(水)・29日(木)に一般質問、3月1日(金)に一般質問、質疑を行います。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが第1回定例会で協議されます。

■インターネット中継と会議録検索システム
本会議の様子は市ホームページで生中継するほか、スマートフォンでも視聴できます。会議の翌日(市の休日を除く)からは録画を見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。(議事課 ☎483-1151)

会議録検索システム
インターネット中継

休日の歯科救急の診療時間の変更となります

休日における歯科急病者の受け入れについては、八千代市歯科医師会の協力により、輪番で決められた当番診療所(日曜日・祝日1診療所・年末年始(12月29日から1月3日)2診療所)で、歯科診療を行っています。これまでの受け入れ実績数などを踏まえ、4月1日(月)から診療時間を左表のとおり変更します。年末年始の診療時間はこれまでどおり変更はありません。なお、受診の際は来院前に必ず当番診療所へ電話でご連絡いただくとともに、終了時間間際は診療できないこともありますので、診療時間終了30分前までの来院をお願いいたします。(健康福祉課 ☎421-6731)

診療時間		区分
変更前	変更後	
3月31日(日)まで	4月1日(月)から	日曜日・祝日
午前9時～午後5時(正午から午後1時の休憩時間を除く)	午前9時～午後1時	年末年始
	午前9時～午後5時(正午から午後1時の休憩時間を除く)	